

平成30年度 第2回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 平成31年3月15日(金) 午前10時から
- 2 開催場所 春日井市役所 12階大会議室
- 3 出席者 委員 会長 木全 和巳(日本福祉大学)
副会長 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
石黒 丞(春日井市社会福祉協議会)
水野 貴美子(春日井保健所)
川島 さとみ(春日井公共職業安定所)
伊藤 徹(春日台特別支援学校)
岩谷 直子(公募委員)
志村 美和(公募委員)
服部 千鶴子(公募委員)
オブザーバー 綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)
事務局 障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 清水 栄司
同障がい福祉担当主査 山崎 俊介
同認定給付担当主査 鈴木 亜也子
同主事 井上 大輔
傍聴者 4名
欠席 長嶺 賢(愛知県心身障害者コロニー)
- 4 議題
 - (1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について
 - (2) 地域自立支援協議会の報告について
 - (3) 障がい者虐待事例の報告について
- 5 配付資料
 - 資料1 第4次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況
 - 資料2 平成30年度第3回春日井市地域自立支援協議会資料
 - 資料3 障がい者虐待事例の概略資料(当日配付・終了後回収)
- 6 議事内容

【事務局(課長)】(あいさつ、会議成立の要件等の報告、資料確認)
【事務局】 それではこれより議事に入りますが、ここからの議事進行は木全会長にお願い
します。

【木全会長】 お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今回は虐待の案件も出るとは思いますが、児童虐待も含めて、根幹のことである教育、格差とか障がいのある人の支援に関わるところでお話が出来ればと思います。

また、春日井市障がい者総合福祉計画に限らず、障がい者計画というのはとても良い理念を掲げていますが、実態は厳しい状況で政策が追いついていないと感じることが多いです。当協議会は、その実態から目をそらさずに当たり前の理念の実現に向けて具体的な政策を積み上げていくということを任されているのだと改めて感じております。皆様それぞれの分野の実態を出していただきながら、それを具体的な施策として繋げるにはどうすれば良いかというところを一緒に考えていければと思いますので、今日もよろしく申し上げます。

<議題（１） 第４次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について>

【木全会長】 初めに議題（１）第４次春日井市障がい者総合福祉計画について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （議題（１）第４次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について、資料１に基づき説明）

【木全会長】 ３つの重点目標（相談支援体制の充実、障がい児支援の充実、障がいに対する理解の促進）については、田代副会長の地域自立支援協議会の報告後に議論していきたいと考えていますので、それ以外で今ご報告があった点について、皆さまからご質問等がございましたらお話しただければと思います。

【石黒委員】 「１ 生活支援」「②地域生活支援事業の充実」のイの項目における平成30年度進捗状況で「地域活動支援センター利用対象者の要件を含め地域生活支援事業について見直しを行っています」と書かれてありますが、見直しについて差し支えの無い範囲で、どのような方向で見直しを図っているかということをお聞かせください。

【事務局】 春日井市には手帳要件があり、そこを無くす方向で検討をしているところですが、財政部局等々との調整がまだついておらず、まだ実施には至りませんが、そういったところをクリアできればということで検討を進めております。

【木全会長】 手帳要件を外していくということですね。

私から一点伺っても良いですか。「６ 生活環境」「②住環境の整備」のウの項目について、グループホームが出来るのはとても良いことですが、定員が15人というのはちょっと多いのではないかという点と、ショートステイの有無は分かかりますか。

【事務局】 私の認識では、ショートステイは無かったかと思います。この２つの建物は同じ敷地にありまして、５人で生活する棟と、10人の棟とに分かれてありまして、10人の所は２階建てだったと記憶しています。

【木全会長】 ５人グループが同じ敷地で３つ出来るというわけですね。

【事務局】 はい、そのようなイメージです。

<議題（２） 地域自立支援協議会の報告について>

【木全会長】 では、議題（２）地域自立支援協議会の報告について、田代副会長から報告をお願いします。

【田代副会長】 （議題（２）地域自立支援協議会の報告について、資料２に基づき説明）

【木全会長】 それでは、重点項目ごとに皆さまからご意見やご質問等をいただきたいと思えます。初めに、相談支援体制の充実の点について、よろしくお願ひします。

【河野委員】 ３年間で計画相談を100%にしようという目標を掲げておりますが、数字だけが先行し、数字の達成だけを求められるのではないのかということをお初めから今もずっと心配しております。例えば、保護者の病気や怪我により本人の生活がままならなくなるような緊急時においてサービスを追加したい場合、親としてどう動くべきかという点がなかなか徹底されておらず、計画相談をただやるだけのものになっているのではないかと懸念しております。困った時は、まず計画相談の担当者に連絡すると思ひますが、保護者と担当者のコミュニケーションが不足していると、何の役にも立たないものになってしまうのではないのでしょうか。その場合、ショートステイに繋ぎたいという要望があっても、結局保護者自身が動かなければならなくなり、何のために計画相談をやっているのかが全然分からないと、この頃感じております。春日井市だけかもしれないですが、平日のショートステイは、日中活動もあればそちらに行きましようと言われるそうです。その場合、保護者の送迎が必要であり、緊急時においても結局親はそこで動かなければならない。有料サービスを利用するにしても登録や契約が必要となり、緊急時には難しいと思ひます。保護者が亡くなったら誰かが動いてくれるかもしれませんが、何とか動けるのであれば保護者が頑張りなさいという世の中の風潮もあり、制度やサービスが充実していても使えなければ意味が無いなど、寂しかったり腹立たしかったり感じています。「計画相談が100%になってから質を考えます」ではなく、「質を整えながら100%を目指します」でないと思ひます。

それから、計画相談の事業所の中にもそういう意識のある方がいらっしやるのではないかと思ひます。また保護者に対しても、計画相談を立てましたら「何かあったら必ず私に連絡してね、お母さん」ということを何度も言っただくことで繋がりを保てると思ひますので、そういった指導も相談支援連携部会等で事業所に徹底いただき、質も整えながら100%に向けて取り組んでいただけると良いと思ひております。

【木全会長】 計画相談の20%が40%になり、それがあと２年間で100%にするという量も大事だけれど、質はどうなのか。加えて、緊急時に計画相談の担当者が基幹とも連携しつつ地域生活支援拠点の充実に向けて動けるような、両方合わせた相談支援体制がどうなっているのかという、とても大事なご指摘だったと思ひます。どのように進めていけば良いのでしょうか。

【田代副会長】 指定特定相談事業所がサービス等利用計画を作成するにあたって、緊急時における担当者、その連絡先や役割といった内容をどれくらい盛り込んでいるのだろうかというところですよ。そこが不足すると、保護者も本人もどうしたら良いか分からなくなり、ただの計画になってしまうのではないかと思ひます。

【木全会長】 例えば、常滑市はやり方を徹底しました。計画相談の担当者が保護者との調整時に、「親が倒れたらどうしますか、どこの親戚に連絡しますか」とか病院やショートステイの利用状況といった内容について、計画に書けるところから書いていくという方針で行っているため、だいぶ進んできています。計画の中身がいかに具体的に本人達の生活を反映している書き方になっているかという点につ

いて、工夫を要するということですね。この中に、計画相談に関わりのある方もいらっしゃると思いますよ。その立場からいかがでしょうか。

【綱川オブザーバー】 計画を作成している立場と、今年度は相談支援連携部会の部会長をしておりますので、両方の立場からお話いたします。今の河野委員のご指摘ですが、部会長としては非常に耳が痛いお話としてお聞きしました。正直なところ、質的なものは今後向上させていかなければならないものと私も認識しております。言い訳めいた話になってしまいますが、計画相談自体が若い制度ということもあり、春日井市はここ数年でようやく本腰を入れてやり始めたところです。担当の相談員も、現場経験を通じてキャリアを積み上げている最中であると私は認識しております。したがって、指定特定相談支援事業所の職員がどのようなことに困っているのか、どのような知識を身に付ける必要があるのか、といった点を事務局として把握した上で今後の部会の研修内容を企画する等、具体的なフォローについて考えていきたいと思いました。

【木全会長】 その他、それぞれの立場からいかがでしょうか。計画を作っていたらの方とか、色々関係する方とかがいらっしゃると思います。

【戸田委員】 計画相談をされたところと同じ法人の日中活動も通っているという場合、色々問題が生じるのではないかと思います。知人が日中活動の事業所との関係がこじれた時、相談がしにくくなったことがあったそうです。そういった点について、良い方法があれば教えていただきたいです。

【木全会長】 同じ法人が計画相談をすると、モニタリングも含めて相談員の独立性や第三者性が保てなくなり、権利擁護に問題が生じる恐れがあります。僕が厚生労働省に提案しているのは、同じ法人の人の計画を立てたらその人に払う額は半額にし、他の法人の計画を立ててモニタリングをしたら額を倍にするというものです。そうすれば、お金の辻褃は合いますし、他の法人の人のものをやるようになるのではないのでしょうか。もっと抜本的には、社協等々に計画相談を集約し、基幹の委託と計画相談を独立させて、内輪で馴れ合いにならないような仕掛けを作るという手もあり、実際にそうしているところもあります。工夫のしようはありますが、現状は中々難しいというところですね。

【戸田委員】 少なくとも、計画相談を同じ法人がされるにしても、場所を変えるべきです。同じ空間ではちょっと…という声もありまして、その点についてはいかがでしょうか。

【木全会長】 相談員一人職場の場合もあるし、兼務されているという場合もあります。そういう難しさも実はあるということですね。

【岩谷委員】 計画と療育をかじってしまっていて、実は利用者の親でもあり、色々な立場からお聞きしていたのですが、計画相談をやっていた時は同じ法人の利用者の計画を立てることが多々ありましたので、その点について当時はかなり強く意識していました。苦情の申し立ても重要事項の後ろに記載されているものですから、その点もしっかり説明をしておりました。同じ事業所内で言いにくいことがあれば、市役所でも、社協でも、県の適正化委員会でも良いので、遠慮せずそちらにお話しくださいねとお伝えしておりました。実際に苦情という形になったことはありませんが、市役所から「どうなっていますか」と問い合わせを受けたことはあります。それでトラブルにはならず協議で解決出来た経緯があるので、行政や社協に頼るのも良いと思います。それにより事業所に不利益が生じるという

ことは原則的に無いはずなので、そこは計画相談の事業所としてはきちんと認識すべきと思います。

【河野委員】 先ほど「保護者の病気等で本人の生活がままならなくなった時」について話をしました。補足になりますが、保護者が若くて病気のリスクが低くても、本人が知的障がい者で元気に動き回るような場合、お母さんが骨折といった負傷をすることが多々あります。計画相談において、本人が元気でも、家族が緊急事態になった場合にどのように連絡していきましょうかという具体的な話がされてきていないような気がします。私の周りでも、一番の支援者に何かあった時の連絡先はやはり家族になっています。思うに、家族以外で連絡先となり得る人を計画の中に盛り込む余力が無いというか、現状を落とし込むだけで精一杯になっているのではないのでしょうか。計画を立てる方の中には、馴染みの事業所が手一杯で、基幹相談センターからの紹介により初対面の事業所をお願いせざるを得ない方もいらっしゃると思います。人柄もよく分からないけど、事業所でやってくれて研修も受けているから大丈夫だろうというところで、計画相談を、ただ、やるという。これで1カウントになるわけですね。それでポイントを上げて行ったとしても、本当にその計画が使えるものになるのか不安で仕方ありません。そのような点をどのように充実させていくかがこれからの課題だと思います。

また、計画の内容は真面目な形になりがちですが、本来は「どうすれば本人が楽しくウキウキ出来るかという点を落とし込んでいくもの」という話を聞いたことがあります。週に1回どこかに珈琲を飲みに行きたいといったことが計画にあるとその趣旨に合致すると思いますが、そこまでやれる計画はなかなか無いというのが現実だと感じております。当事者と事業所で信頼関係を築けると、そういった点も含めて計画が充実していくのではないのでしょうか。いかにコミュニケーションを取っていくかという点が重要ですが、当事者は尻込みする方もいらっしゃると思いますので、出来れば事業所側に頑張ってもらいたいです。保護者は、事業所に本人を預けなければならないのです。やってもらわなければならないのです。「これで良いですか」と事業所から言われた時に「ここをこう直してください」とはなかなか言い辛いと思いますので、そういう所を事業所側から踏み込んでいただいて、コミュニケーションを取りながら計画を立てていただけると良いと思います。

【石黒委員】 基幹相談支援センターしゃきょうでは、計画相談の進捗管理を行い計画相談の作成を他の事業所に依頼しておりますが、実は受け手を見つけるのに非常に苦慮しております。その背景には、先ほどありましたように兼務をされている方や、100件以上の案件を抱えている方がいらっしゃるという事があり、私たちも事業所として60件以上の待機がある状況です。私は高齢者のケアマネジメントをやっていたことがあり、概ね40件を標準件数として設定されていることを考えると、100件というのは信じられない状況になっています。河野委員がおっしゃられたように、当事者のことを把握し事業所と信頼関係を築きながら充実した計画を作成するにあたり、100件というのは非常に高いハードルになります。当然基幹相談支援センターにも計画相談の問い合わせはありますが、31万人都市において基幹相談支援センター1か所で全ての計画相談の方達を支えるというのは非常に困難であると考えております。他にも、委託の相談支援事業所が4か所ありますから、相談支援体制は委託を含めた市全体で考えないと、もう無理が生じている段階ではないかと感じております。

【黒川委員】 石黒委員がおっしゃられたように、管理件数を考えると各計画がそれぞれかゆいところに手の届くようなものにはなりにくいのではないかと思います。当初から圧倒的に相談員の数がないという指摘もあったように記憶しています。私も基幹相談支援センター以外の4事業所も加勢して欲しいですけども、現状としては恐らく、通常業務を抱えたまま、新たにこの仕事を追加するような形でなされていると思うのです。そこで、新たな相談員の育成を十分にやっているのかどうかを知りたいのです。単純に相談員の仕事が増えただけでは更に余裕が無くなり、質の向上は図れず処理に追われるということにならないか気にしております。

【木全会長】 今2人の委員から出たのは、基幹相談支援センター以外の4事業所をもっと活用したらどうかということも含め、この状態がどうなっているのかという質問ですね。このことが一番よく分かっているのは田代副会長かだと思います。4か所それぞれ事情は異なるとは思いますが、どのような状況ですか。

【田代副会長】 委託の相談支援事業所4か所については、今年度から計画相談を1人兼務で行えるよう実施しているので、黒川委員がおっしゃられたような業務の追加という形になっている可能性は否定できません。そのような場合、新たな事業所や相談員も増えていかないと計画相談も100%に近付かないということがあるかもしれないですね。

【木全会長】 市としての相談支援体制の仕組みをどのように作り、質・量ともに充実させていくか。これは春日井市の一番の課題だと思います。委託の改定で良くなった点があるにしても、今の話を聞いているとまだまだ課題がありそうなので、地域自立支援協議会の中でお金の使い方を含めて練っていき、本当にきちんとしていかなければならないと思います。例えば、精神障がいの方の地域移行の定着や退院促進等も相談支援に関連して取り組むべきものになってきます。上手く病院が利用出来るような相談支援でないと地域生活が成り立ちません。支援者の身に何かあった時に、本人中心で上手く対応できるようにするのも相談支援の仕組みですからね。宿題ばかり投げかけられたと思いますが、ここは宿題を投げかけながら、上がってきたところを施策にどのように具体化していくかということを考える場なので、また皆さんで意見を出し合っていければと思います。

【市川委員】 障がいの場合、計画に対する質の担保としてチェック機能は働いているのでしょうか。介護保険の場合は、ケアマネジャーの作成した各計画そのものが事業所の責任、資格者の責任という大前提で動いておりますが、障がいの場合はただ数をこなしているだけでチェックされることはあるのかと疑問に思いました。

【事務局】 数について、相談員が多くの特案件を抱えるような状況となった場合、市から事業所に相談員の増員の働きかけを行ってございまして、実際に相談員が増えた事業所がありました。

質の担保については、基本的に市で全ての計画を確認した上で支給決定をしております。ただし、サービスの利用について細部までの精査はしておりませんので、相談員が当事者と調整された内容について確認をするというところになります。とはいえ、個別対応を要することについては事前に相談員から行政に連絡をするよう依頼しておりますので、状況により行政も詳細を確認する等、柔軟な対応をしているところです。

- 【木全会長】 計画は本来、相談員が誇りと自信を持ってきちんとアセスメントをして作成するものです。行政のチェック機能は、ルールとの照合に留まるのでなかなか難しいですね。
- 【志村委員】 素朴な疑問ですが、緊急時や災害時にどうするかといった点は、相談員の能力の問題ではなく必要事項ではないのですか。避難所に行ったら音や臭いで困る子もいるだろうし、偏食で食に困る子もいるだろうし、そういった点について教えていただきたいです。
- 【木全会長】 これは、書式に問題があると思っています。厚生労働省が一律に定めた経緯があり、各市町村独自に項目の追加等は出来るはずですが、書式変更に伴うシステム修正に多額の費用を要するようです。常滑市のように災害時と緊急時の内容を加えた実績もありますが、よほど本気でやらないと書式を変えるのは難しく、当たり前のことが進まないというのは実態としてあります。ですので、事業所レベルでもそういったことに取り組むのは必要だと思います。
- 時間の都合もありますので、次は障がい児支援のところについて気になること等々あれば出していただけますか。
- 【志村委員】 近年、外国籍のお子さんが特別支援学級に在籍し指導を受けることが増えているのですが、市としてそういったお子さんの支援をどのように考えられているのか伺いたいです。家庭内では家族と外国式の、学校では日本式の生活を送ると思いますが、子どもの中ではすごく混乱があって、勉強も含め生活に影響を及ぼすのではないかと思います。一概にそういうお子さんは障がいという風に捉えられるのはおかしいですが、どうしても学業が遅れていくと特別支援学級にという形になると思います。その点について、市はどのように考えられているかをお伺いしたいです。
- 【木全会長】 教育委員会に確認しないと分からないかもしれませんが、本当に機能障がいがある場合と、文化的な背景で通常学級でついていけないという場合があると考えられます。実態としてどのようなになっているのでしょうか。
- 【事務局】 私の知り得る限りでは、市民活動支援センターで日本語教室を開催してまして、そこで外国籍の若い方で日本語を学びたい方はボランティア講師のもとで日本語を勉強しているというところは把握しておりますが、教育委員会の施策を含めそういったお子さんが学校ではどのように過ごしていたのかということまでは把握しておりません。現状を説明出来ず申し訳ありません。
- 【木全会長】 春日台特別支援学校にはそういった方はみえますか。
- 【伊藤委員】 印象としましては、外国籍のお子さん、保護者の方が近年増えてきているように感じます。本校は特別支援学校なので基本的に知的障がいのあるお子さんが対象にはなっておりますが、本来の知的障がいの他、保護者の方との連絡の際に、文化的なことだとか、言語的などより支援を要するということが課題となっております。
- 【木全会長】 プリント等の工夫はどのようにされていますか。
- 【伊藤委員】 最近はスマホアプリ等も普及しているので、それらを用いるなどして各担任が対応しております。教育委員会で語学支援員の予算化も少しずつつされていますが、各校に十分な配置がされる状況までは至っていない状況です。
- 【木全会長】 言語は多様ですか。

- 【伊藤委員】 多様です。少し前はブラジルの方が多くてポルトガル語が多かったですが、最近ではフィリピン語、タガログ語、中国語、南米の方も増えてスペイン語だとか、多様化しています。
- 【木全会長】 日本で働く外国籍の方が増えてきて、それに伴って外国籍のお子さんが増えるのは当たり前の動きとして、その時に文化的背景と機能障がいが増えた時に相談支援できちんと受け止めながら支援をしていけるような仕組みになっているかということは懸念があります。どの人も人間として生活することを支えるという多文化共生の理念は立派ですが、今後、実態に政策が追いつかない状況が生じていくと思われるので、出来るだけ後追いの無いように対応を考えていかないといけないですね。
- 【河野委員】 「2 障がい児の支援」「④障がい福祉教育の充実」で小中学校と特別支援学校の交流というのがあり、他所の特別支援学校の子どもさんたちと交流したとありますが、春日台特別支援学校と市内の特別支援学級との交流はありますか。
- 【伊藤委員】 お子さんが、地域の小中学校に行くという交流があります。
- 【河野委員】 私の息子が春日台特別支援学校の中3と高等部に通っていた頃は、市内の特別支援学級の子どもの運動会がありました。今はもうないですか。
- 【伊藤委員】 今は、市内の特別支援学級同士の運動会は継続していると聞いているのですが、春日台特別支援学校は規模が大きくなりすぎてしまって物理的に難しいという点で、十数年前から参加を取りやめております。
- 【河野委員】 でも、市内の特別支援学級の交流の場として運動会があるので、ここに反映したら良かったなと思いました。また、特別支援学校等に通っているお子さんは、春日井の子どもが通っているような学校との交流はありますという風に書かれていますが、それは最近行っているのですね。
- 【事務局】 ここに載せている意義として、障がい福祉教育の充実という観点から、障がいのないお子さんが障がいのある方との交流を通じて、あまり自分たちと差がないじゃないかということを理解してもらうことを主眼としております。なお、資料に記載していませんが、同じ学校における通常学級と特別支援学級間の交流だけでなく、色々な特別支援学校の方々と交流の機会も設けていると聞いております。
- 【河野委員】 分かりました。今まであったものがなくなったのかと思ったので、もしあればそれもここに載せていただければ良かったなと思いました。
- 【木全会長】 他、子どものごとこでございますか。
- 【石黒委員】 医療的ケア児について、田代副会長からお話しがあったとおり地域自立支援協議会の下部組織として運営していくという話もあったかと思えます。少し論点がずれてしまうかもしれないですが、進捗状況の管理の中で「地域自立支援協議会で〇〇を更新した」「作成した」という文言が出てくるのですが、そもそも地域自立支援協議会はそんなに色々行う体力があるのだろうかと心配しております。例えば、ガイドブックの作成や更新というのは、確か今年度から障がい福祉サービスの情報公共システムというのが国の施策として始まっていて、ワムネット等でも検索できる時代になっているので、地域自立支援協議会でも業務を取捨選択する時期にきている点を提案させていただけたらと思いました。
- 【田代副会長】 確かに、障がい者総合福祉計画での取り組みに多く盛り込まれているので若干大変だと感じることはありますが、何でもかんでも協議会ということでもありませんし、それぐらい地域自立支援協議会の組織が、障がい者総合福祉計画を

進捗管理していく上では取り組みやすく、どうしてもこうなるのではないかと思います。今の情報公開の話でも、ワムネットで見えないところが、横の繋がりで情報として出せるという更新型のガイドブックにしたいと思っています。どんな雰囲気なのかといった点等について、写真も用いて現場感があふれ、利用者が見やすいガイドブックを作っています。

今後の医療的ケア児の支援の協議については、一つ単体で協議会を設けてやっていくのが理想的であるとは思いますが。とはいえ、個人的には急に大きなものを作るより、地域自立支援協議会の中から始めていった方がより充実していくと思います。先ほど報告しましたとおり、やはり事例をもとに今どうなっているのか、どれぐらいの方が関わっているのか、相談支援体制もそうですけど、現場の事例をもとに春日井市がどうなっているのかを把握しながら作っていった方が現実的ではないかと考えています。

【水野委員】 来年度、医療的ケア児の実態調査が愛知県と名古屋市で合同調査として実施されます。それで、先ほど地域自立支援協議会の中での協議の場について、事例を通して問題点を把握し施策化というように言われました。ただ、地域自立支援協議会のメンバーは福祉系が中心ということを考慮すると、保健や教育の事例が果たして挙がってくるのだろうかと感じるのです。保健所は小児慢性特定疾病の医療給付申請の時に面接や家庭訪問等で相談にのっているのですが、それは保健というところでの関わりがあります。医療的ケア児の協議の場が地域自立支援協議会の中でのということになりますと、保健所として送り出す職員も考えていかなければならないと考えているところです。それで、出来ればやはり単体で色々関わりを持っている人たちが居た方がより良いのではないかと思います。

【木全会長】 実態調査ですが、知多では既に実施し医療的ケア児は人口60万人超で81人であることが分かりました。春日井市は人口31万人なので、同じ割合だと40人ほどになると思われます。

支援体制について、例えば半田市は制度が進んでいて、医療的ケア児が生まれると、病院から市の保健や子どもの部署に直接連絡が入り、そこで相談がすぐに駆け付けるというように整っています。出生後しばらく経つと、大規模な一次病院から退院されてくることが多いので、地域の二次病院の訪問看護等々との連携体制をどのようにするか。また、知的障がいがなく医療的ケアだけが必要な子については通常学級や保育園への看護師の派遣をどうするか、といったことが個別案件になっていくのです。

愛知県と名古屋市は来年度に実態調査を行います。18歳以下の医療的ケア児の人数を把握するにはどうするのが一番良いかというのは改めて検討すべきだと思います。また協議の場について、知多では子ども部会の中に医療的ケア児の協議の場を設置しました。子ども部会は子どもの計画の進捗を一緒にやらなければなりません、その中のプロジェクトという形にすれば医療的ケア児に関わる人だけで効率的に会議を行えるようになります。知多の5市5町が色々なやり方をしているように、各自治体の特性に応じて色々な工夫の仕方があるのではないかと思います。

【伊藤委員】 医療的ケア児の方は本校にはみえないですが、春日井市が関係するところだと小牧特別支援学校には多数在籍されているはずですよ。

【木全会長】 となると、小牧特別支援学校の先生には来ていただいた方が良いということですね。

【伊藤委員】 県教育委員会では、医療的ケア児対象の特別支援学校の校長や養護教諭等関係職員と、指導医による検討会を行っております。

【木全会長】 春日井にはコロニーがありますし出来そうですね。

<議題（3） 障がい者虐待事例の報告について>

【木全会長】 時間のこともありますので、先に事務局より虐待のケース報告をしていただき、その後に皆様のご意見等を伺えればと思います。

【事務局】 （議題（3）障がい者虐待事例の報告について、資料3に基づき説明）

【木全会長】 虐待以外のところでも結構ですので、ご意見等ありましたらお願いします。

【服部委員】 資料1の「8 防災・防犯」「①防火・防災対策の充実」の避難所について、小学校区で割り振られた指定の避難所は必ずしも地域の中心にあるわけではないと思います。指定外の避難所、例えば隣の近い所に行った場合、指定でないという理由で受け入れを断られることはあるのでしょうか。

【事務局】 防災の担当部署に直接確認をしたわけではないので私の認識でのお答えになりますが、基本的には一番行きやすい避難所に行って支援を受けるのが原則です。したがって、「あなたはここじゃないから別の所に行って」等と言われることはないはずです。

【服部委員】 近所の方に聞かれたことがあるので質問いたしました。本人にお伝えしたいと思います。

【事務局】 その場合、ご家族であらかじめ避難先を決めておいてください。ご家族と一緒に避難出来れば問題ありませんが、どなたかが学校や仕事等で外出されていて別々に避難される場合、違う避難所に行く恐れがあります。災害時には通信回線も安定せず連絡も取りづらくなりますのでお気を付けください。

【木全会長】 サービスを利用している方は、計画に書きこんだり、日中だったら避難所ではなく通っている事業所に居るよと決めておいたり、比較的色々な工夫が出来ると思います。サービスを利用していない方はそれが難しいかもしれませんね。その他、ご質問等ありますでしょうか。

【石黒委員】 重点項目の障がいに対する理解の促進についてのところで、障がい者のことをきちんと理解されていないというところに問題があって、そういった状況が生まれているのではないかと考えます。基幹相談支援センターも含め、委託の相談支援センターは公のお金を使わせてもらっているという観点からすると、理解の促進というのは非常に重要な課題だと思っています。そこで、地域自立支援協議会の報告のなかで、基幹相談支援センターの出張研修や理解を促進するための取り組みとして研修がありますが、障がい者生活支援センターの連絡会の報告の中で「実施はありませんでした」とあり、これがすごく気になっております。チームメッセンジャーはどのような周知を行っているのか、この状況をどのように捉えられているのか、といった点について伺いたいです。

【事務局】 障がい者生活支援センターが行うチームメッセンジャーとは、障がい理解を促進するために、依頼があった場合に障がい理解についてお話をするというものです。これについては、障がい者生活支援センターとしてこういう活動が出来るので是非ご依頼くださいと案内はしておりますが、実績として今年度は依頼がなかったというのが実態でして、各支援センターでも課題として認識しております。そのため、来年度以降はより、自分たちがチームメッセンジャーというツールを

持って障がい理解の啓発を出来るということ、営業活動ではないですけど機会をとらえて周知していくことについて検討しているところです。

【木全会長】 これは障がいのある本人が行くチームですか。

【事務局】 いえ、障がい者生活支援センターの相談員です。

【木全会長】 では、精神の本人たちが行うものではないのですね。知多だと、相談員が本人達に語る力を身につけさせて、本人達があちこちの学校に出向いています。本人達が現状や体験を中学校等で語ると、本人の視点になり理解の促進に繋がるのでとても効果的ですし、本人達に対しても良い支援になります。せっかくのチームメッセンジャーですから、そういった工夫も出来ると良いですね。

【黒川委員】 会長のお話に関連して、精神及び知的的分野でピアサポーターの制度があります。家族会とか講演会が来る場合に少し時間を取って当事者として本人に実体験を発表してもらうもので、岡崎や知多の方でやっており今は一宮の方でも進められております。春日井市でも、ピアサポーターの活動支援を通じて多くの課題を抱えている当事者に接触し、心を開けるような策がないものかという質問です。

【木全会長】 県はピアサポーター養成研修を実施していますよね。

【事務局】 はい、春日井市としては保健所でピアサポーターの養成を行っているという認識でしたので、そちらで実施していると考えております。

【木全会長】 発達障がいや精神の人は結構積極的に活動されている方もみえるので、当事者の本人達が何人か居るような形で精神の部会が出来ると良いかと思えます。

【黒川委員】 検討をお願いします。

【事務局】 障がい理解の啓発について活動を行う中で、来年度に当事者の意見を聞ける場があると良いという意見は上がってきていますので、実現出来ると良いなと思っております。

【木全会長】 それでは、時間も過ぎてしまいましたので、これをもちまして平成30年度第2回障がい者施策推進協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

【事務局】 今後の日程について簡単にお伝えしたいと思います。2019年度は、翌2020年度の計画改定に向けたアンケート調査を実施する年となります。アンケートの原案は事務局にて作成した後、自立支援協議会の部会でご意見をいただき修正しまして、また秋頃に障がい者施策推進協議会を開催し諮りたいと考えております。そこでまたいただいたご意見を再度必要な修正をして発送するというように予定しておりますのでお願いします。

【事務局（課長）】 長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。今日も計画相談の質の問題ですとか、外国籍で障がいがある方の対応、それから医療的ケア児の対応等、まだまだ重要な課題に取り組んでいかなければならないということがありますので見守っていただければと思います。また、障がい者施策推進協議会委員の任期ですが、平成31年3月17日までということで3年が経ちました。この3年間、お忙しい中ご活動いただきましてありがとうございました。

上記のとおり、平成30年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和元年9月19日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広